

【委員会記録】

有持委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。(10時43分)

これより、商工労働部関係の審査を行います。

商工労働部関係の付託議案につきましては、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることといたします。

【報告事項】

- とくしまサテライトオフィスプロジェクトへの取り組みについて(資料①)
- 株式会社コート・ベール徳島の経営状況について

酒池商工労働部長

おはようございます。2点御報告させていただきます。

まず第1点目の報告事項につきましては、とくしまサテライトオフィスプロジェクトへの取り組みとして、2点ございます。

お手元に御配付させていただいております資料1によりまして、御説明させていただきます。

まず1点目につきましては、サテライトオフィス開設企業への支援についてであります。

東京に本社を置き、ICT関連企業の新規事業立ち上げ支援等を行うプライマルグループが、美波町におきまして年間継続して事業活動を行うこととなり、ふるさとクリエイティブ・SOHO事業者誘致事業補助金の奨励指定を行うことといたしました。同社は、ことしの夏ごろから美波町文化交流施設において、携帯端末、タブレット等やスマートフォンで使用するソフトの企画、デザイン、開発を行うこととしており、二、三名の新規雇用を予定いたしております。

また、同社が入居する美波町文化交流施設につきましては、美波町が実施する改修工事に対し、ふるさとクリエイター施設等導入促進整備事業補助金の交付もあわせて行う予定といたしております。

次に、2点目につきましては、ふるさとショップ開業への支援についてでございます。

今秋、東京在住の方がICT企業の交流の場も兼ね、神山町にカフェをオープンさせることとなり、UIJターンによる店舗開業を支援する「ふるさとショップ」開業支援事業補助金による支援を行う予定といたしております。同カフェは、地元食材を使ったフランス料理を提供するカフェといたしまして、今秋の試験営業を経て、来年1月からの本格営業を目指しております。

今後とも関係部局や地元市町村等と連携し、サテライトオフィス関連企業等への支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、第2点目の報告事項につきましては、株式会社コート・ベール徳島の経営状況についてでございます。

第三セクター方式による株式会社コート・ベール徳島の平成23年度の決算につきましては、今定例会の開会日に地方自治法第221条第3項の法人の経営状況等を説明する書類によりまして御報告させていただきます。その概要でございますが、利用者数はほぼ前年度並みの4万5,452人となり、当期純利益は

約 4,134 万円となっております。

引き続き、御指導をよろしくお願い申し上げます。

報告につきましては、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

有持委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

森本委員

1点、上海事務所の件についてお伺いします。

上海事務所を構えて、湖南省のチャーター便なんかとも連動して、徳島の中国進出の一番の拠点のようなふれ込みでスタートいたしましたけども、その後、上海事務所がどのように機能しているのか。

それと、年間の上海事務所にかかる徳島県のコスト、そんなのをまず教えていただきたいと思います。

福田グローバル戦略室長

上海事務所に関しまして、お答えいたします。

まず、年間の上海事務所にかかる経費ということでございますけれども、家賃でありますとか、管理費とか、光熱水費という管理費で、平成 24 年度当初予算で 419 万円ほど見込んでおります。それに加えまして、現地で雇用しております中国人スタッフの人件費であるとか、上海事務所職員の活動経費等を含めると、平成 24 年度当初予算では 1,491 万円程度を見込んでおるところでございます。

続きまして、上海事務所の成果というようなところでございます。

平成 22 年 11 月に上海事務所を開設して以来、この6月で1年8カ月になります。その間の主な成果といたしましては、まず県産品の海外販路開拓支援といたしまして、これまで 130 を超える企業や団体の皆様から、販路開拓であるとか、市場調査、進出相談などを受けまして、企業等の課題解決のお手伝いを行っております。また、行政の影響力が大きい中国におきまして、徳島県の窓口である上海事務所が商談会、展示会、各種の企業活動をお手伝いすることによりまして、現地で大きな信用が得られるとともに、現地事務所のメリットというのを最大限に生かし、単なる電話ではなくて、直接訪問し協議を重ねるということで、スピーディーな対応も可能となっております。

具体的な成果といたしましては、昨年度、県内企業とともに上海事務所もバックアップを行い参加いたしました、例えば、日中ものづくり商談会においては6件で 500 万円。また、インテリアライフスタイル・チャイナという商談会におきましては、11 件で 655 万円の商談が成立したというところでございます。さらに、地道で日常的な販路開拓を行うことによりまして、上海市初め中国の店舗において、常設販売されるようになった県産品も数種類出てきております。また、これは農林水産部の事業になりますけれども、農林水産物の販路開拓においてもさまざまな情報を収集しておりました。その中で、香港の料理店に本県ゆかりの方がおいでる

というようなことがございまして、その方と面談を重ねまして、県産野菜を定期的にメニューに取り入れていただくということで、徳島ブランド海外協力店の第1号というような認定になっております。

また、観光誘客の取り組みといたしましては、東日本大震災以降、訪日観光が非常に厳しい状況にある中、先ほど委員からもお話がありました湖南省との定期チャーター便ということで、県庁各課とも連携しながら、湖南省にも頻りに足を運び、就航を実現し、1,800人を超える中国の方々に本県で宿泊を伴う観光をしていただいたほか、これまでおよそ50社程度の中国の旅行会社や10を超える大学に、医療観光、教育旅行、またマチ☆アソビの情報発信など、徳島ならではの観光PRを実施いたしました。

そのほか、地道な活動になりますけれども、中国でも阿波踊りは大変人気がございまして、中国人によりまず上海阿波踊り団を結成するほか、上海事務所職員が講師となりまして、上海市の方々に徳島の文化を紹介する徳島文化教室の開催なども行っております。さらに、中国における徳島県の公式窓口として湖南省との正式調印にこぎつけたというようなことで、今後、湖南省との交流によりまして、幅広い分野での交流が期待されているというところでございます。以上でございます。

森本委員

ごつい成果を今、いただきました。

だけど、お金だけを言うたら悪いんやけど、見たらしれとるなというんと、それと、湖南省のチャーター便も大成果と上げられたのに、ちょっと私自身戸惑っております。

県の職員がお二人いらっしゃるのかな。その人件費は、当然こっちで働いておっても要るわけだから、1,491万円というのは、それを除いた分だと思えます。3,000万円ぐらい使うとるんかなと思っていたのですが、思ったよりちょっと少ないなど。

それにしても、今、成果を長々と行っていただいたけども、ごつい成果は余りないんですね。6件で500万円とか、11件で655万円とか、多分、普通の人が商売してもそのぐらいいけるんじゃないかな。

今、上海に徳島の関連企業、大塚さんを初め大体どんどころが何社ぐらい行かれとるんですか。

福田グローバル戦略室長

上海に関する本県企業の進出状況でございますけども、今、上海には15企業が進出をしております。

森本委員

どんどころ。

福田グローバル戦略室長

県内大手の化学工業でありますとか、照明産業でありますとか、具体的には日亜化学工業でありますとか、大塚関係のグループ、それと四国化工機等でございます。

森本委員

繊維系でも私の知っているところが行つとるし、県内ではまあまあ著名なところが行っています。こういう企

業に出入りしている人からお話を聞いたわけなんですけども、これは私が自分で見聞きしたことでないので非常に恐縮なんですけど、やっぱり県の職員の上海事務所の方より、こうした日亜だとか大塚化学の人だとか、向こうで大活躍をしている方たちの生きた情報のほうが何千倍もすごいということを聞きました。

そういう意味では、徳島県の上海事務所というのは、県内企業にとってまだまだそんなにお役には立っていないという、こんな上品な言い方では私は聞いてないですよ。もっと非常に厳しい言い方をしていました、その方は。そうした企業戦士の上海での活躍ぶりとか、情報量から比べたら、県の職員さんは何をしているのかなと思うところですよというふうなお話を聞きました。先ほどの成果の話と比べたら、大分差があるなというふうな気がいたします。

無理ですよ、そりゃね。1年前にお前、行ってこいと突然行かされて、向こうで大活躍しろというのはそりゃ無理なんで、その駐在員を責める気なんて全くないんです。それなりに現地で、知らない土地で努力をされて、徳島の企業訪問なんかも十二分にされて、いろんなニーズを聞き取るような活動をされているということとは十分わかってんですけども、果たして、先ほど御説明いただいたような成果があるのかなあ。企業の方たちから比べたら、それほど今現在の徳島県上海事務所というのは、お役には立ってはないんじゃないかなというのが、いろいろ人から聞いた実感であります。

人口78万人のこんな小さな徳島県が、上海、中国に事務所を置いて、将来的に身の丈に合ったことをするというのが飯泉知事のお考えなんですけれども、身の丈に合っているのかなというのが1つの疑問であります。

他の県の例えば上海事務所、外国事務所はどんな状況ですか。

福田グローバル戦略室長

他の団体でございますけども、47都道府県中、中国を初め海外に事務所を設置している都道府県は全部で34団体ございます。

森本委員

徳島県は島根、鳥取、高知なんかと並んで日本で5本の指に入るような小さな県なんで、他の都道府県と一緒にはいかないんじゃないかなと思うし、右並び、横並びのことをするときというのは、きちっと研究してからしたほうがいいんじゃないかと思っております。

1,491万円の経費ですけども、行政にとって、何でもつき合いでやっつけというようなのはちょっとおかしいなと思うし、それと、この経費だけではないよな。ああいうのがあったら頻繁に人が行き来しとる。里見元副知事さんだけでも僕、何回も行ったんを知っとんよ。やっぱり、そうした経費やって相当なわけよ。里見副知事が上海へとかいうのは、よう新聞に載ったよな。見ただけでも3回、4回、5回載ったから、そうした経費なんかも入れたら相当なものになるんじゃないかなと思います。

県庁として、商工労働部としてですよ、現場の方にどうした日常活動、そしてこれからの事務所の管理、運営に当たって、どのような注意点というか職務命令をされているのですか。

福田グローバル戦略室長

上海事務所におきましては、使命といたしまして、本県企業の海外への販路開拓及び海外ビジネスへの支援、それと観光誘客、それと湖南省を初めとする海外の中国の公認の窓口として、中国における徳島県の窓口として、いろんな友好交流とか、そういうところを円滑に運ぶというようなところの使命を担っております。以上でございます。

森本委員

使命はわかりますけれど、2人の職員に対して日常どのような職務命令、あるいは指導をされているんですか。ほとんどお任せなんですか。

福田グローバル戦略室長

上海事務所とは毎日決まった形の日報というような形で報告は求めておりませんが、頻繁にメールと電話等で連絡をとりながら、事業の執行に当たっては県庁各課とも連携して進めております。以上です。

森本委員

お二人は中国語は相当堪能なんですか。

福田グローバル戦略室長

両名とも中国に滞在した経験もございます。日常会話の中国語については問題ございません。また、現地で中国人スタッフを雇用しております。この中国人スタッフは非常に日本語が堪能な方でございまして、そのような力もかりながら活動しております。以上です。

森本委員

今、お隣で委員会をしよる豊井部長あたりに行ってもらったら、1人でも十分中国語はいけるんじゃないかというような気がいたしますが、やっぱり外国へ職員を置いておくというのは非常に重大なことでありまして、その職務に対してきちっと職員管理、そしてまた職務についての内容の管理をする、また職務命令をする、そうした形で厳しくやっていかないと、私はなかなか成果は上がらんのではないかと思います。

これ畑違いのことなんですけども、いろんなメディアで外国特派員というのがおりますけども、これもすごい差があるんですよ。同じ会社であっても、記者によって、その努力によって。先日、時事通信社が共同通信の記事を張りつけて、そのまま本社へ送って、共同通信のまま配信してしまう。だから丸々共同通信の記事が全国に配信されたわけなんです。時事通信の社長が引責辞職いたしました。それぐらい大変なことだったんだと思いますけども、それぐらい駐在員というものの仕事の格差というのは、本当に激しいなと思います。

今のところ閉鎖する理由も予定もないということなんで、やっぱり置く以上はきちっとした目に見える成果が出るように、県のほうも十二分に検討して、現地の駐在員の方と頻繁に打ち合わせをしてもらいたいし、徳島の15社も行っとるのかな。それがやっぱり一番大切なんであって、その15社のいろんなお世話ができるように。先ほども言われてましたけれども、やっぱりああいう社会主義の国は公的な窓口というのが非常に

大切というのは私もわかりますので、この15社に頼りにされるような上海事務所であって、さらにまたほかの徳島の企業が行ったときも、役に立つ、頼りになる事務所であるように研さんを積んでいただきたいと思っております。

私自身は今のところ、あんまり上海事務所というのは要らなかつたんじゃないかなという考えなんですけども、やっぱり継続する以上は、有効な事務所であることを心から御期待申し上げます。終わります。

木南委員

森本委員からは外向けの話で、これだけ円高が進んだら外に向けて攻めていかなんたら日本経済はどうなるのかなという気持ちもあります。私は国内向けをちょっと。

ニュースを見たら、きょう、どうも夕方には社会保障と税の一体改革案が衆議院通過ということが流れております。片やキプロスに金融支援をEUの中でというふうな話が出てきておるわけです。EUというのは17カ国で、5カ国が金融支援という手を上げとるわけですから、こんな中でいくと、今80円を切った円高がもっと進むのではないかと、そんなふうに思ってます。

何でこれだけ我が国の借金が多い中、あるいは景気が悪い中で円高が進むんなど、こんな考え方の方もいらっしゃると思うんですが、GDPに対する200%の1,000兆円に迫る借金があるというふうにいわれています。この借金というのは、ひもといてみると93%ぐらいが国内的な借金、こんなふうにいわれています。バランスシートでいうと、借金は借方ですよ。国内的には、貸方は国民が貸しとるということで、バランスシートはバランスとれてます。常識ですよ。あの借金は、よその国から見たら、家庭でいうと息子の借金を親、夫婦や兄弟が抱えとんでないか。まだまだいけるぞと、こんな感じでないかと思えます。その上に、消費税を上げてもっと安定すると。この感覚からいうと、円安が基調になるということは考えられんで円高になるというふうに思うんです。

そんな中で国内的には、今も雑談の中で話したんですが、人件費もドル換算、ユーロ換算してみないかなと思うんです。何でもかという、この5年ぐらいで、円にしてもユーロにしても2割、3割高くなったんです。だから国のシステム、国内的なシステムがなかなかそれについていけないというのが現状だろうと思うんです。そこで、国の中っていうのは非常に大変やなというふうに思うんです。

そうこういいながら、日本の企業で外国へ行つとんはどんな企業かという、いわゆる名立たる企業で、徳島県はほとんど100%が中小零細企業というような中で、なかなか外に向いても行けないというところであります。そうした中でも、この経営環境に打ちかって、一生懸命頑張っていてもらわなんだからいかにという環境にあるんです。

そんな中で2点ぐらい質問をしたいと思えます。

これは何でもかという、さきの本会議での我が会派の代表質問で、竹内議員に対する知事からの答弁なんですけど、円高を初めとする現下の厳しい経営環境に打ちかつたためワーキンググループを打ち上げ、緊急円高対策などを検討、実施していくとのことであったわけです。どのようなワーキンググループ、どんなメンバーで、どんなふうにしていくのか、説明をいただきたいと思えます。

丸谷企業支援課長

本会議で知事から御答弁申し上げましたワーキンググループに関する質問でございます。

このワーキンググループにつきましては、先ほど委員のほうから御紹介がありました歴史的な円高に伴いまして、5月に我々が実施いたしました出前相談でも非常に厳しい声を企業から聞いたというようなこと。あるいは、この厳しい中で、中小企業の皆様の資金繰りを支えております金融円滑化法、これが今年度末にも最終期限を迎えるというようなこともございます。加えて、新たなといいますか、将来の成長に向けた成長戦略もしっかり議論していかなければならないという、そういった3本柱を中心として議論をするということで考えております。

その中身といいますか、メンバーにつきましては、そういったいろんな企業の声を日ごろからお聞きしている経済団体、具体的にはこの春にオープンいたしましたKIZUNAプラザです。末広の徳島経済産業会館に入居いたします商工会議所等の経済団体と地元の地方銀行でございますが金融機関、それと県で構成したいと考えております。

で、具体的には明日ですけども、第1回の会合を開いて立ち上げたいというふうに考えております。

木南委員

やっぱり早いほどいいんで、あす立ち上げるというのはいいニュースだと思うんですが、KIZUNAプラザは新しく建った会館ですが、あそこの商工会議所等と言われても、なかなか県民の方はどれが入るんかいなあっていうことになるんで、そこら辺をもうちょっと具体的にお話をいただきたいと思います。

丸谷企業支援課長

失礼しました。経済産業会館に入居いたします商工会議所、それから商工会連合会、あと産業振興機構、信用保証協会、中小企業団体中央会、経営者協会、以上が入居している団体で今回ワーキンググループに参加していただく団体でございます。あと、ここには入居しておりませんが、経済団体として経済同友会にも御参加いただくことといたしております。

木南委員

ワーキンググループっていうことですから、かなり小さいところまでいかないかんと思うんですが、あした立ち上がるっていうんですから、どんなふうなメンバーで何人ぐらいでいくとか、どんな分科会でいくとか、そういう具体的なお示しができますか。

丸谷企業支援課長

具体的にということですが、今、言った7つの経済団体に県の3課、商工政策課、我々企業支援課、新産業戦略課の3課が入ります。それに金融機関として3行加わっていただきますので、合計で13の機関と、若干2人出していただくところもございますので、十四、五名になるかと思えます。その中で、基本的なメンバーとしては実務担当者、課長レベルと考えております。そういった実務を担当しておる者が率直に意見を交換し合うということです。

具体的な当面の課題として、やはり緊急円高対策の金融措置をどうしていくのかという話、あるいは国への提言です。これから補正予算等を求めていかなければならないと考えておりますので、その内容についていろいろ意見交換をしよう。続いて、この年度末に期限を迎えます金融円滑化法の期限切れ対策について、今の取り組み状況とこれからの課題について洗い出しをするというようなことで、それぞれ課題について検討すると。加えて、新たな新成長戦略についても検討してまいりたいというふうに考えております。

木南委員

聞き逃したのかもわからんけど、こんな答弁をいただいたんかな。総合支援連携会議に加えてということですね。それにワーキンググループをつくるということなんですが、このワーキンググループっていうのは、どこのためのワーキンググループで、ここの結果はどこへ報告して、どんなふうにするっていうのが定かでないんやけど、何がために、どこのために、どんなふうにして、この結論はどんなふう反映していくというのがちよつと見えないんですが、どうでしょうか。

丸谷企業支援課長

少し説明させていただきます。

ワーキンググループといいますのは、まさに現場で実務を担当しておる課長レベルで構成すると。そういった、ある意味、団体とか県とかの垣根を越えて、それぞれ率直に情報交換、意見交換をし合うということです。それに伴いまして、その得られた成果を我々県として吸収いたしまして、県の施策、あるいは県からの国への提言というものにつなげてまいりたいと。県の施策、国の提言に発展させるためのワーキンググループとして御理解いただきたいと思えます。

木南委員

それはわかった。どこからどんな課題をもらって、それをどんなふう報告して、ワーキンググループっていうのはそういうことでしょ。ワーキンググループっていうのは、もともと組織があって、そのワーキンググループだと思うんですが、県民のために働くとかはわかり切つとる話なんですが、とりあえず命令機関はここで、得られた結論はここへ報告して施策を行っていくというふうな形がないと、寄って話をしたけれどもという話にならんとも限らん。そんな心配をしているわけです。

丸谷企業支援課長

少しわかりにくいかも知れませんが、基本的には、この春に発足いたしましたKIZUNAプラザの支援連携会議を母体にしておりますので、これが中心になると考えております。ですから、ワーキンググループの母体といいますか、上部としては、KIZUNAプラザの総合支援連携会議に位置づけられると思えます。そこで議論も踏まえまして、県として施策を講じていくというふうになると考えております。

木南委員

連携会議ではお話しするんやけども、話をしただけやいうことにはなれえへんのでしょうかということなんですよ。

久住商工労働部副部長

ワーキンググループの役割と申しますか、議論をどちらのほうに向けて発信していくのかという観点だろうと思います。

申しましたように、この支援連携会議は、この5月に立ち上げましたプラザの中に先日設置したわけなんですけれども、さきに申しました入居している経済団体に加えまして、商工労働部長が命じた県の職員、これは私を座長といたしまして関係する機関の部長クラスの方をメンバーにして設置してございます。そこでの議論を踏まえた上で、今現在、既に節電対策でありますとか、あるいは先般BCPのセンターを設置しようとか、いろんな議論をそこでスタートしていこうとしているところでございます。

それに加えましてこのたび、あすワーキンググループを立ち上げて、その議論をさらに広めていこうというふうに考えているところでございます。私を座長にしております以上、その議論につきましては、県のほうで吸収させていただきまして、その議論を踏まえた上で、庁内でさらに議論を集約しまして、いろんな外部の意見もちょうだいする中で、国のほうに向けて施策を提言していこうというふうに考えてございます。議論にとどまることなく県のほうでしっかりと吸収して、それを国に向けて提言していこうという趣旨でございますので、御理解のほどお願いしたいと思っております。

木南委員

多いんです。話の場所をつくるんやけども、話をしただけで次の施策には反映しないという会が非常に多いんで、せつかくつくて、例えば支援連携会議というのは商工労働部長の諮問機関なんだ、あるいは知事の諮問機関なんだと、こういうふうな位置づけというのは非常に大事だと思うんです。それにキックバックがあって、それを施策に反映させる。あるいは経済団体が活動の礎にする。そんなことが大事だと思うんで、そこら辺の位置づけを深追いはいしません。よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、さっきも言いましたように、円高。リーマンショック前は160円ぐらいのユーロが今100円、ドルは80円を切った、そんな時代が来たんですが、この円高対策についてどのように考えて、どのように取り組んでいこうとしているのかお聞かせいただきたいと思っております。

丸谷企業支援課長

緊急円高対策についてでございます。

まず、今、非常に厳しいといえますか、直接的に円高の影響を受けている企業、あるいは大手メーカーの海外シフトに伴いまして、受注の急減ですとか、売り上げ減少といったことで間接的に影響を受けられている中小企業の皆さんをそれぞれ幅広く支援してまいりたいと考えております。

そのために、県の持っております中小企業向け融資制度といたしまして経済変動対策資金というものがございまして、これにおきまして、融資限度額は今4,000万円でございますが、それを1,000万円引き上げまして、

5,000万円に引き上げます。それから融資期間でございますが、今8年でございますが、それを10年に引き上げるというような改定を行いたいと考えております。これを速やかに手続しまして、今週末にも実施したいというふうに考えております。

それから第2弾としまして、やはりこれは国への提言が必要というふうに考えております。国でこの行き過ぎた円高に対する是正措置なり、あるいはこの円高によります空洞化の危機というものをしっかりと把握、あるいは認識していただいて、大型の補正予算によりまして企業立地の補助金なり、あるいは技術開発なり、人材確保なりというようなことを国のほうでしっかり対策していただくというようなことを提言してまいりたいというふうに考えております。

木南委員

金融円滑化法がことしで3年目、ことしで終わり、こんなふうに言われております。これはリーマンショック後の円高、ドル安、あるいは景気の落ち込み等々で、いわゆるモラトリアムというカンフル剤というか、麻薬を打ったわけです。その背景には経営環境がそのうちによくなるだろうということで円滑化法ができたと思うんですが、最終が今年度末になるわけ。本当に私が聞いたかったのは、これどないするんかいなということなんです。

このことについての対応を説明いただきたいと思います。

丸谷企業支援課長

金融円滑化法の期限切れの問題でございます。金融円滑化法は平成21年12月に施行されました。法律によりまして、企業が銀行に対して元本の期限の猶予を申し出た際に、銀行はそれに応じなければならない。その見返りに不良債権には分類しないというような法律でございます。

ことしも去年もそうですけども、そういった企業の申し出に対して、銀行が受け付けをして猶予をしております。そういった件数が全国で年間大体120万件ぐらいございます。うち本県では、大体大まかに言いますと1万件ぐらいございます。こういったことで、倒産件数は23年度も過去10年間で最低となりましたけども、そういった倒産の減少といいますか倒産を防ぐ、あるいは雇用を守るというようなセーフティーネットとして機能しております。

この円滑化法が切れるとなると、大変な影響があるというふうに考えております。今、国のほうでは円滑化法の期限切れを見据えまして、4月に政策パッケージというものを出しました。これは何かと申しますと、円滑化法が切れても企業が再生できるように、金融機関でありますとか経済団体がそれぞれ支援して、中小企業の再生を支援していくというような政策パッケージが打ち出されております。これを国のほうではソフトランディング対策というふうに位置づけられております。

ただ、これが実際にどうなっているのか、現場でどういうふう to 実施されているのかという状況もワーキンググループの中でしっかり把握して、次にじゃあどういうふうにするべきか。国に対してどういうふう to 提言するか、あるいは県としてどういうふう to 対策を打ち出すべきかということをこれから検討してまいりたいというふうに考えております。

木南委員

この円滑化法というのは、幾らか効果はあった、麻薬やから。あったわけよ。それで倒産件数が非常に少ないと。先延ばししとるところが非常に多いわけ。この3月で切れるというたら、あと10カ月しかないわけ。経営環境はよくなるのかとワーキンググループで話をしたぐらいで片づくんだったら、非常にありがたい実力を持ったグループになると思うんですが、これは企業さん、銀行にとつたらもろ刃の剣です。その上にまだ政策パッケージで、金融機関に支援せえという話なんだろうと思うんですが、これは非常に深刻な状態になりつつある。私がさっき言ったように、円高はまだ進みますよ。

このモラトリアムというのは、その時代からそれを想像できたんですよ。負のスパイラル、これはなかなか右まいやら左まいやらわからん、これを逆まいさすってというのは非常に大変な……(「グレート・リセット」と言う者あり)グレート・リセットを考えなあかんのかなと思うんですが、そんなことで、円滑化法が今年度いっぱい切れるっていうことを念頭に置いて真剣に考えてほしいと思うんです。

余り暗いことばかりでなく、明るい話題をとめたんやけどなかなかないんよな。そこで、新成長戦略についてお伺いしておきます。

大事でな。企業立地も大事だし、針の穴を通すような選択肢になるかもわからんのですがと言いつつもやらんわけにはいかんということで、明るい話題に転じたいと思いますので、お願いしたいと思います。

丸谷企業支援課長

明るい話題をとということで、企業立地の戦略的な取り組みについて御説明申し上げます。

我々、企業立地を担当するものとして、徳島の強みを生かして企業立地を進めるということが基本であるというふう考えております。昨年も製造業10社、情報関連3社というような企業立地につなげましたように、今年度につきましても、やはり成長分野に重点を置いた、ターゲットを絞った展開を考えております。

1つは、105社になりましたLED関連の集積を生かした取り組み。これにつきましては、全国屈指の企業の立地補助金を活用して、あるいはこれまで立地していただいた企業の情報ネットワーク、人のつながりでありますとか、そういったものを活用した企業の立地を進めてまいりたいと思います。

もう一つは、やはり光ブロードバンド環境。これも徳島が全国に誇る光ブロードバンド環境を生かしました情報関連産業の誘致でございます。サテライトオフィスとか、デジタルコンテンツ産業でありますとか、そういったものの誘致につきましては、これもまた県内にそれぞれ近年ICT企業の進出もあります。そういった方々がフェースブック等で、草の根で情報発信していただいておりますので、そういったものを活用しながら企業立地を進めてまいりたいと考えております。

最後に、環境エネルギー産業でございますが、メガソーラー等の立地も進んでおりますけども、そういった環境エネルギー産業の誘致につきましても重点を置いて、これも関係部局と連携しながら進めてまいりたいというふうに、こういった3つの重点分野の実施に頑張っていきたいと考えております。

木南委員

新成長戦略は非常に大事だと思うんですが、今、課長がお答えいただいたとおりだと思います。

そこで、どない言うても、産業っていうのはソフト部門、ハード部門とあるんですが、国に一番大事なんはや

っぱり工業技術だと思っんです。そこで、工業技術センターの存在価値というのが非常に重要視されてきたと思っんですが、決意のほどを。

豊田工業技術支援本部長

今、木南委員のほうからお話がありましたように、我が国と申しますか、本県におきましても県内企業の成長というものが今後、県民の安心・安全を初め、県を繁栄させる唯一の方法ではないかというふうにも言われております。そういった中で、技術革新というものについての企業の努力もさることながら、それを支える我々県や工業技術支援本部といたしましても、いろいろな研究開発でありますとか、試験分析等々を通じまして協力をしているところでございます。

私どもの1つの大きな柱としまして、ものづくりの支援、さらにLEDのトータルサポートの拠点として位置づけられたということもございまして、先般には国内最大級の性能評価装置を導入するなど、あらゆる手段を使って企業の支援に取り組んでまいりたいというふうに思っています。今、木南委員のほうからございました新成長戦略、例えばグリーン・イノベーションでありますとか、ライフ・イノベーション、これらにつきましても、企業のニーズというものを十分踏まえつつ、将来の国のあり方、県のあり方、それを踏まえながら、私どもも精いっぱい成長ということにつきまして頑張ってまいりたいというふうに考えております。

木南委員

これで終わりますが、事ほどさように今、我が国、我が県を取り巻く経済環境というのは非常に厳しいわけです。経済界の英知、県の英知、労働界の英知、全部結集してこの難局を乗り切っていって、再び元気な徳島県をつくっていかないかと思っんですが、そこで部長のコメントをいただければありがたいと思っっております。

酒池商工労働部長

ただいま木南委員さんのほうからいろいろ御質問をいただきまして、我々としてもいろいろ御答弁させていただいてきたところでありますが、よく言われております百年に一度の経済危機の真っただ中で起こりました千年に一度の大震災。この影響に加えまして歴史的な円高、そして今の電力需給の逼迫。こうした状況の中で、本当に県内企業を取り巻く状況というのは非常に厳しいというふうに我々認識をしております。

国内の大手企業におきましても、本当に海外シフトを今、進めておりまして、その中で県内企業もかなり影響を及ぼされているというところの中で、先ほど御質問いただきました、国内の大手メーカーが国内にとどまるという環境を国において、まずは整備してほしいという観点から、国に対してさまざまな円高対策等について要望していきたい。それと県におきましても、県としてできる金融対策なり経営相談等、こういったものをワーキングを通じていろいろ我々としても対応していきたいというふうに思っております。

議論になっております金融円滑化法に関しましても、先ほども先延ばしでないかというふうなお声いただきましたけれども、先ほど私が述べましたような、今の県内企業を取り巻く非常に厳しい経営環境の中で、果たして今年度打ち切っていいのかどうかということも十分議論させていただきたいと思っます。そういったことを集約しまして、国に対してどういうふうに要望していくかも早急に検討していきたいと思っしております。

それともう一つ、豊田本部長のほうからもお話をさせていただきましたように、これからの徳島県を成長、発展させていくというふうな意味におきましては、LED、グリーンイノベーションを初めとする成長戦略、産業をいかに県としても支えていくかが非常に重要になってきますので、こういったところにさらに軸足を置きながら、県内経済の活性化、そして県内の雇用の確保、こういったものに全力で取り組んでまいりたいというふうにご考えておりますのでよろしくお願いいたします。

達田委員

2点ほど伺いをしたいと思います。

事前委員会でもお聞きをしたんですけれども、1つは自然エネルギーによる地域経済の活性化ということで、相談体制であるとか、あるいは企業に対して発電機の導入支援ということで取り組んでおられます。私はこれは非常にいいところに着目されているなと思うんですけれども、一方、徳島県内で、メガソーラーの話も出ましたが、メガソーラーだけじゃなくて家庭用の太陽光発電がどんどんどんどん普及していくというほうにも力を入れていただきたいなと思うんです。

それで、今、エネルギー政策として、海外とか県外で先進的な取り組みをやっているところもあります。そういう経験でありますとか、中小企業政策の実態を調査して、研究して、この徳島県の特性を生かした、先ほどおっしゃったそのとおりだと思いますが、特性を生かした再生可能エネルギーの普及を図っていくべきと思うんです。この視点で県内の中小業者の仕事を確保する、そして雇用の拡大を図っていく、こういう支援について、県の行政として、どういうふうにお考えなのか、まず基本的なお考えをお聞きしたいと思います。

岡田商工政策課長

今、委員のほうから県内の小規模事業者に対するしっかりとした支援ということで御質問をいただいたところでございますけれども、御承知のとおり県内には3万近くの事業者がいて、そのほとんど9割近くが小規模の事業者ということで、最近、経営の面でいろいろな課題が出てきて非常に厳しい状況にあるというのは、我々、十分に認識をしているところでございます。

それで、先ほど副部長のほうから、総合支援連携会議という話がございましたけれども、今回、長年の懸案でございました徳島経済産業会館ができたということで、今までそれぞれの団体がそれぞれ持っておられました強み、例えば経営相談でありますとか、金融相談、販路開拓、人材育成、技術開発といったものを、せっかく一堂に集まったということで、それぞれに専門家とかコーディネーターとかがおります。そういったものの横のつながりといいますか、しっかりその辺をグリップした上で、例えば、商工会議所や商工団体では、県下に6つの商工会議所と26の商工会がございますので、そちらの経営指導員の方々にしっかりと活動していただいて、先ほど委員がおっしゃられたような小規模事業者の雇用をしっかりと受けとめて、それをワンストップサービス機能の中に吸い上げるような形で従来にも増してしっかりと支援していきたいというふうにご考えております。

達田委員

支援をしていくという決意はいいんですけれども、私がお聞きしたのは自然エネルギーの普及というこ

とで、そういう観点から中小業者の仕事をふやしていく、こういう観点でどうですかということなんですけれども、それはいかがでしょうか。

丸谷企業支援課長

自然エネルギーの中小企業者に対する普及ということでございます。

自然エネルギー全体の戦略的な取り組みというものは、実は、ことしの3月に環境部局が中心となりまして、自然エネルギー立県とくしま推進戦略というものが策定されております。この策定に当たりましては、我々商工労働部も入りまして、その中身を議論しております。そういった戦略の中で、メガソーラーに限らず、小水力あるいは中小企業者への自然エネルギーの普及というものが進められております。この6月補正予算におきましても県民環境部のほうから、1つは緊急低炭素型自家発電設備等設置モデル事業。これは中小企業者をターゲットにした発電施設の整備事業でございます。それから、資金のほうでは、自然エネルギー立県とくしま推進資金。これは中小向け融資制度でございますが、こういったものが創設されております。

こういったことで、我々、電力のリスクに対応する相談窓口として、中小企業の皆様からの相談を受け付ける相談窓口「きずな」というものも設けております。そういった中で、こういった資金でありますとか、補助金でありますとか、そういったものを御紹介させていただくようにしております。あるいは、6月の補正予算で計上しておりますエコナビゲーターの派遣事業におきましても、それぞれ各企業さん、あるいは団体さんを回らせていただいて、商工労働部に限らず県民環境部もあわせた支援措置というものについて御紹介してまいりたいというふうに考えております。

達田委員

それはそれで、どんどん取り組みを進めていっていただきたいわけですがけれども、私が今、言っておりますのは、もっと身近な地域の商店、そういうところがほとんどなわけですから、そういうところが生き生きと活躍できるという視点で、地域の業者さんが元気に仕事ができる、仕事をふやしていく、そういう1つとして自然エネルギーを導入していくという視点に立ってもらいたいと思うわけです。そういう中で、太陽光発電、太陽光システムを屋根に取りつける分ですがけれども、家庭用のがどんどんとふえていくということになりますと、これはいっぱいつけられるところはあるわけです。それから公共施設、公民館でありますとか学校とか、そういうところに目標を持ってどんどんつけていくということもできるかと思えます。ですから、そういう仕事というのは、やっぱり町の設備をしてくれる電気屋さんであるとか、そういうお店が潤っていくことにつながるんじゃないかなと思うんです。

今、大きなメガソーラーを導入する、これは結構です。遊んでいる土地があるんだったら、どんどんそういうふうにご利用すべきだと思いますが、それと同時に家庭用のそうした発電もどんどん取り入れて、省エネという視点で県民ぐるみでエネルギーをつくっていく、創エネですね、というような取り組みができれば、これは本当に私は一石二鳥、三鳥になるんじゃないかと思うんですけれども、その点で、やっぱりちゃんとした組織を立ち上げて、どうやって普及していくのかという目標を持っていくべきではないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

岡田商工政策課長

今、家庭用のいろいろな太陽光発電は、国のほうの外郭団体で、住宅用の太陽光発電システムについてはいろいろ支援制度等もございまして、初期コストの低減ということで、非常に普及が進んでいるということについては、私どもも認識をしているところでございます。

それで、そういったいろいろな意味で省エネルギーを進めていく、きちっとした組織づくりというふうなことでございますけれども、繰り返しになりますけれども、先ほど総合支援連携会議のほうで、今回の節電の対応窓口といいますか、その中でいろいろな省エネに向けた実質の導入事例とか、そういったことについても相談に応じたり宣伝したり、そういうこともやってございます。しっかり小規模事業者とか、そういったところの方々のお話を聞く体制というのは、従来にも増して整えておるところでございますので、繰り返しにはなりますけれども、そういったところを通じて、しっかりとこれからも支援していきたいというふう考えております。

達田委員

神奈川県のを言いますと、かながわソーラーバンクシステムというのがありまして、JVを組むわけです。パネルメーカーと県内の施工業者、販売者、こういうのでグループをつくりまして、それぞれの地域に分けて、この地域の業者さんがしてくれるんですよということが非常にわかりやすく県民に知らされている。そして、住宅によっては、どういふふうなものをつけていかかわからないというのがありますけれども、こういうお家にはこういうのが適切というようなことを非常にわかりやすく説明もしてくれるし、価格も非常にほかと比べて安く設定をされているということなんです。そういうのを県が主導してやっているということで、中心は環境なんですけれども、地域経済に大いに役立つ仕事だということで、私はこういうシステムは非常にいいと思うんです。

それから6月18日、つい先日ですけれども、長野県のほうでは、自然エネルギー100%・エネルギー自給戦略特区検討部会というのができたということで、県として自然エネルギーの特区申請をしようということで、県民の皆さんからいろんな御意見をいただいて、それを導入するに当たって障害となるのはどういうものがありますかっていうような御意見をいただいていくというような活動をするそうなんです。そして、自然エネルギーの導入ということで6つの部会をつくって、太陽光はもちろんあります。太陽光、小水力、木質バイオマス部会、ファイナンス、それから新しい公共部会ということで6つの部会をつくって検討していくということなんです。ここも総務、商工、環境、農政、林務、建設、企業局、それで環境がリーダーになっているということで、そういう組織を立ち上げているそうなんです。徳島県も自然エネルギー立県ですか、そういうことで、ちゃんとしたプログラムを立てておりますけれども、いまいち県民に具体的にどうするのかということがわかりにくいように思います。

私は、こういう太陽光とか水力とか今ある資源を生かしたエネルギーづくりで、こうやって進めていくんですよというのが県民にわかりやすいような組織を県がちゃんと立ち上げて、そして普及を図っていくということが大事だと思うんですけれども、その点ではいかがでしょうか。

丸谷企業支援課長

わかりやすい組織で、わかりやすい取り組みをというお話でございます。

先ほど申しました自然エネルギー立県とくしま推進戦略でございますが、その中にさまざまなプロジェクトと

いうものが位置づけられております。

4つの大きな柱でプロジェクトが構成されておりますけれども、その中でも地域活性化プロジェクトというものがございます。これはまさしく委員がおっしゃられたような、自然エネルギーを生かした地域活性化というものを主眼に支援していこうというものでございます。中身の一例を紹介しますと、徳島モデルの実証実験ということで、小水力発電の普及、実証実験でありますとか、あるいは自然エネルギーを活用した集落再生でありますとか、あるいは産学官民で構成するバックアップの支援体制でありますとか、そういったものに取り組んでいくということで、まさしくこれが全庁を挙げて、部局連携して取り組んでおる今の取り組みでございます。

先ほど委員がおっしゃいましたように、こういう大きな戦略の中に入っておりますので一つ一つは確かにわかりにくいかもしれませんが、その点につきましては、担当部局に申しまして、もう少しというようなことも考えております。そういったことで、今、県庁挙げまして、このとくしま推進戦略を推進しておりますので御理解いただきたいと思っております。

達田委員

自然エネルギー立県とくしま推進戦略というので体系も書かれているんですが、これがわかりにくい一つは、この一つ一つのプロジェクトは、一体どこが取り組んでいるのかがまずわからないわけなんです。ですから、具体的にどういう仕事をするのかはもちろんなんですけれども、そういうところも含めて、初歩的なことですが、県民にわかりやすいプロジェクトにさせていただいて、そして、これを読みますと、太陽光で言いますと、メガソーラー、メガソーラーというのが何回も出てきますが、家庭用の太陽光発電のシステムやいうのは、ほんのちょっとしか出てこないわけなんです。ですから、やっぱりそこをもっともっとふやしていくというのは、本当に宝の島の宝だと思っておりますので、ぜひお願いいたします。

そして、今、中小業者、それから零細の業者さん、商店の方にお伺いいたしますと、これ以上消費税が上がったら、うちの店やもうつぶれてしまうわと、そういう声があちでもこちでも聞こえてきます。ですから、本当に業者さんの応援というのであれば、消費税を上げさせない、そういうことも必要だと思うんです。けれども、手をこまねいて見ているというのではいけないと思っておりますので、私たちもその点では力を合わせて頑張っていきたいと思っております。自然エネルギーの導入ということと地域の活性化、中小の業者さんを支援するという立場でぜひ取り組んでいただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

次に、労働雇用課にお尋ねをしたいんですが、本会議でも取り上げた問題と関連いたしますが、今、働きやすい職場づくりということで、子供を産み育てながら働き続けることができる子育てに優しい職場づくりということで、積極的に取り組んでいる企業を県がはぐみ支援企業といって認証する制度がございます。

これが6月14日現在で119企業あるということなんですけれども、私、これ大事な取り組みだと思うんです。本会議でも取り上げましたけれども、女性が子供を産むということになった場合に、7割の方が仕事をやめていく。そしてまた再就職をするにしましても、子育ての期間中はなかなか仕事ができないというような状況にもなっております。ですから、働き続けたくても働けないような状況があるわけで、このはぐみ支援企業の認証というのは、すごく大事なことだと思うんですが、6月14日現在で119企業、この数に対して、県としてはどういうふうにお考えでしょうか。

新居労働雇用課長

徳島県のはぐくみ支援企業の取り組みについてということでございます。

達田委員のほうから6月11日現在119企業を認定しているという状況について、どう思うかということでございますが、このはぐくみ支援企業の推進につきましては、背景がございまして、日本国内におけます少子化が進行しているというような状況がございまして、少子化と申しますと、子供が減ることによって将来の労働力人口が減ってくるというような、社会経済情勢に非常に大きな影響を与えるというようなことから、国におきましても平成15年に次世代育成支援対策推進法という法律を設けまして、企業さん、あるいは事業主さんに、いわゆる働きやすい職場づくり、特に女性の方を中心としてですけれども、子育てをしやすい環境づくり、そういった労働雇用環境をつくらないかんというようなことで、101人以上の企業につきましては、一般事業主行動計画というものをつくれと。その中で、各企業ごとに子育て、あるいは働きやすい職場づくりの取り組みを進めていくということを義務づけしております。

そういう背景がございまして、徳島県におきましても徳島県はぐくみ支援企業ということで、子育てに優しい職場づくり、職場環境づくりを進めておられる企業につきましては認証をさせていただいて、特にホームページ等で御紹介させていただいて、企業さんの知名度のアップとか、そういったことに努めているところでございます。

119企業についてどう思うかということでございますけれども、この一般事業主行動計画につきましては、101人以上の企業には届出策定の義務があるんですけれども、これにつきましては、全国で最初に対象企業の100%の行動計画の策定というのを徳島県が行っております。そういうことも含めまして、非常に進んでおるといような状況の認識のもとではございますけれども、なおやっぱり100人以下の企業もございまして、そういったところにもはぐくみ支援企業となっただけのように、積極的に働きやすい職場環境づくりをPR、啓発していきたいというふうに考えております。以上です。

達田委員

大きな会社でありますとか、また県庁など、そういうところでは育児休業なんか非常にとりやすい状況にはなってきましたけれども、やっぱり徳島県内のほとんどの職場というのは小さなところなんです。1人から49人、50人に足りないという、そういうところで大体24万人ぐらいが働いておられるというふうに聞いております。ですから、小さな職場が徳島の経済を支えていると言っても過言ではないと思うんです。

ですから、そこが働きやすくなるかどうかというのは、すごく大きな問題だと思うんですが、実は、2005年の数字しかなかったんですけども、第13回出生動向基本調査のデータをもとにした表があるんですけども、女性全体での育児休業制度の利用率というのが8.9%なんです。正規の雇用、継続者、ここには派遣とかも含まれているんですけども、正規の方は47.1%。中でも官公庁では利用率が高くて、7割に達しているということなんです。これに続くのが従業員規模300人以上の大企業がとれていると。恐らく徳島県では50社ちょっとしかないんじゃないでしょうか、こういうのに当てはまるのは。ここでは過半数が制度を利用している。

しかし、30名から299名の会社の利用率は37%程度。30人未満では3割を切る程度の低水準ということ

で、小さいところほど、非常に育児休暇もとりにくいし、子育てがしにくい環境になっているというのが数字でもあらわれていると思うんです。企業の規模によって、雇用の安定性であるとか、賃金の水準とか、福利厚生などで大きな格差が生まれてくる。私はここを是正しなければいけないと思うんです。

ですから、私は国に対して提言というのであれば、こういうところにこそ光を当てた構成にしてほしいということで、ぜひ、県のほうからも提言をしていただきたいし、それと同時に働きやすい職場づくりということで、啓発、その他教育とか、いろんな方法があると思いますけれども、そういう方面にも県として力を入れていただきたいと思うんですけれども、今後の取り組みですね。この数を私はもっともっとふやしていくべきだと思うんです。大きい小さいにかかわらずふやしていくべきだと思うんですけれども、その点でお尋ねをいたします。

新居労働雇用課長

委員がおっしゃられますとおり、今後は 100 人以下の企業について積極的に取り組みを啓発していきたいというふうに考えております。

ちなみに、現在 119 企業が徳島県はぐくみ支援企業ということで認証させていただいておりますけれども、その中で 10 人以下の企業さんが 18 社ございます。一番小さいのは 2 人というところもございます。そういうところにつきましても、各企業さんの中で知恵を絞っていただいて、いろんな働きやすい職場環境づくりの取り組みを進めていただいております。特に 2 人のところについては、お子さんができるときに父親が休暇をとりやすくするとか、あるいは短時間労働制度を入れるとか、そういったことにも既に取り組んでおられるところもございますので、そういったところをモデルケースとしまして、100 人以下の企業を回る際には、こういうことを紹介させていただいて積極的にお取り組みをいただきたいというふうに考えております。

また、国のほうにおきましても同様の制度がございますので、連携して進めてまいりたいと考えております。以上です。

達田委員

そうですね。育児、働きながら子育てをするというのは女性だけではなくて、男性も参加していただくということでない、なかなか進めていけないことなんです。実は、私もこの前問題にしました男女共同参画の基本計画の中で数字を見ますと、男性の育児参加のための休暇取得率の成果、目標というのが書いてあるんですけども、県庁の場合は平成 22 年の段階で 36.4% がもうとれておりますということなんです。それで平成 26 年には 90% とれるようにしましょうという目標が掲げられております。これはすばらしいことだと思うんです。

ところが民間企業を見ますと、平成 22 年で 1.3%。平成 28 年の段階で目標が 5% なんです。片や 26 年に 90%、民間企業は 28 年で 5%。こういったこの目標なんですけど、これはどのようにお考えなんでしょうか。

新居労働雇用課長

当然、取得率というのは向上を図っていかないとかなんていうふうには考えております。特に、この 7 月 1 日から育児・介護休業法というものが改正されまして、パパ・ママ育休プラスとかいうようなことで、お父さんも積極

的に育児に参加できるような制度、そういったものも施行されますので、そういった点も含めまして、労働局あるいは国等と連携しながらそういった取得率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

達田委員

要望を最後にさせていただきたいんですけども、子育てだけでなく病気であるとか、また、親の介護とかいろんな理由で労働者が休む、休まなければならないと。そうなりますと会社にとってはリスク要因になるわけですけども、小さな会社ですと、この代替要員の確保が大変。人員の設置やいうのもなかなか大変です。ですから、こういうシステムが確立できる、そういう労働法制が必要じゃないかと思っておりますので、国に対して要望を提言という形で、ぜひ県のほうから、ここを変えなきゃだめですよという問題点をちゃんと明らかにしていただきたいと思っております。

それともう一点は、今はネットの放送とか、いろんな映像でPRしてます。知事さんはよく出てきますけれども、子育てで頑張っているお父さんやいうのは全然出てこないんです。ですから、イクメン大賞をしとんであれば、子育てで頑張っているお父さんがいらっしやるのであれば、そういうのも紹介して、育児に参加しているお父さん格好いいっていう、そういう啓発もどんどんと進めていただけたらと思っております。

一たん終わらせていただきます。

有持委員長

それでは質疑途中ではございますけれども、午食のために休憩といたします。(12時02分)

有持委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(13時03分)

達田委員

すぐ終わりますので御辛抱いただきたいと思っております。

いけるよ！徳島・行動計画の中で述べられているんですけども、観光立県とくしまづくりという点でちょっとお尋ねといいますか、提言になるんですけども、この中で、中期プラン編、目指すべき10年程度先の姿ということで、4点挙げられております。1つ目は徳島の豊かな自然や新鮮で安全・安心な食材、これを生かして、修学旅行生や家族客などでにぎわっております。それから2つ目に中国を中心とする東アジアからの医療観光とか教育旅行ツアーを活用して、徳島を訪れる外国人でにぎわっております。3つ目に県南部、4つ目に県西部、両方とも地域の力を生かして、体験型観光などで地域が活性化しておりますということが書かれているんですが、私はこの2番目の中国以外は、そういう姿になるんじゃないかなと、そういう気がするんです。

と言いますのは、これは県民の皆さんからの主な御意見ということで、県西部や県南部の自然を生かした観光資源を活用して、これまで以上に体験型観光の振興を図って、多くの県外客の受け入れを目指すんですよ。そして、特に修学旅行生などを受け入れる環境を整えて、そして、もう一度徳島に行ってみたく思っていただけのようにすることで、将来の観光客増につなげていきたいと思いますという、こういう県民の皆さんから

の御意見がありました。これをもとに県民の皆さんみずからが頑張っておられるということなんです。

ですから、ここに成功していきたくあるという思いがあるわけなんですけれども、今の現状、こういう修学旅行なんかの受け入れで、非常にどんどんと順調に数も伸びてきているというふうにお聞きしておりますけれども、これ農林のほうでやっている事業ではありますけれども、地域の活性化という観点からですと、こちらでお聞きしたほうがいいかなと思われましたので、あえてお聞きいたしますけれども、今の取り組みとこれから先、どういうふうに広げていこうとされているのか、お尋ねいたします。

柴田観光政策課長

今、委員のほうから体験型観光を中心に御質問があったところでございます。

徳島県におきましては、特に県南部、あるいは県西部を中心に体験型観光が定着してきているところでございます。この中で海部郡3町におきましては、平成16年から南阿波よくばり体験推進協議会というものが設立されまして、広域な取り組みを進めてきておりまして、教育旅行も順調に伸ばしてきているところでございます。また県西部におきましては、平成19年にその郷山里物語協議会というものが設立されまして、平成23年には社団法人その郷となっておりますけれども、こちらでも体験型観光というのが積極的に推進されているところでございます。

教育旅行というものも委員のほうから今お話がありましたけれども、こちらも非常に順調に推移しているところでございます。数で申し上げますと、南部、西部の推進組織であります、この2団体の合計になりますけれども、平成20年は9校で1,200名程度の教育旅行の受け入れがございました。23年度でございますけれども、これが38校の4,800名程度ということで、非常に順調に拡大を続けているところでございます。

今後の展開ということで、体験型観光というのは、非常にニーズもふえてきておりますし、これから重要なものになってくるんじゃないかと思えます。本県では、全国ほんもの体験フォーラムというのが、来年の3月から3日間において行われるところでございます。体験型観光というブランドを確立する上では非常にチャンスでございますので、この両団体の基盤の強化ということもありますけれども、さらに県内各市町村、それ以外の地域の市町村や地域住民も幅広く声がけをして、体験型観光による地域振興というものを進めていきたいと考えております。

達田委員

修学旅行生も順調に伸びてきているということで、本当に地域の皆さんが頑張っておられる成果が出てきているんだと思うんです。

私は、来てくれた生徒さんとか、あるいは先生方、そういう方々の御意見というのが非常に今後の発展に役立っていくんじゃないかと思うんですけれども、徳島の宝を発見した方々の御意見というのを集約したようなものがございませうか。徳島のどこがよかったのか、またこういうところを改善したらいいと思うというような御意見がもしありましたら、ぜひ集約していただきたいなと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

柴田観光政策課長

この教育旅行の実績から見て、やはり一度訪れて実際に農村あるいは漁村、そういうところで生活をする、そして体験をするということで、今後も需要がふえていくと思います。また、非常に好評だという声を具体的に関係者からもいただいているということを知っておりますので、そういう声をさらに取り入れながら、今後もさらなる体験メニューを新たに充実させ、そのPRについても積極的に展開しながら教育旅行の誘致を進めていきたいというふうに考えております。

達田委員

この観光立県とくしまづくりの考え方で、大きな飛行機で外国から呼んでくるっていうのもそりゃあるかもわかりませんが、持続的な取り組みをしようと思えば、徳島というところの地域性を生かした、本当に自然の中で過ごしていただくっていうのはすごくいい取り組みで、これは続いていくんじゃないかと思うんです。

ある農家民宿をやっている方にお伺いしますと、大阪方面から来られたお客さんが、普通の芋掘りでも喜んでくれると。それと何よりもこの家にはおばあちゃんがおると。おばあちゃんがおって一緒に畑に行ってくれるっていう、そういう何でもないようなことをすごく喜んでくれるんだと。それこそが私たちが気がつかない宝物っていうのを見つけてくれていると思うんです。ですから、地域に根差したそういう取り組みがこれからもどんどん広がっていくように、行政としてはできる支援をしていっていただきたいと思います。

ちなみに、修学旅行の件につきましては、農山漁村交流プロジェクトということで農林のほうの管轄になるんですけども、農林水産省がアンケート結果を出しているんですけども、農家民宿とか、そういうところに泊まって経済効果があるかというので、7割以上の方が経済効果がありますと回答している。そして農家の民泊では顕著な経済効果があるという回答はなかったんですけども、25%が重要な収入源になりますというふうに答えているということなんです。ですから、こういうことがふえていけば、地域のその身の丈に合った観光地として発展していくんじゃないかと思います。

それともう一つは、子供の宿泊数による教育効果の違いということで、文部科学省なんか調べているわけなんですけども、宿泊数が多くなればなるほど教育効果が高いと。1泊よりも2泊、2泊よりも3泊というふうに、たくさん泊まって地域になじむほど、子供があいさつできるようになりましたとか、命の大切さへの関心が高まってきましたとか、環境保全意識が向上してきましたとか、いろんな意味で教育効果が高まっているというような結果も出ております。そして民泊なんですけれども、宿泊人数が4人から6人ぐらいが一番適切な教育効果が上がっているということなんです。残念ながら20人以上の大きな人数になりますと、教育効果が著しく低下ということが言われておりますので、これが子供さんの修学旅行なんかを受け入れる場合、どういう宿泊所を設定すれば一番いいのかなというような、物差しになるんじゃないかと思います。

ですからこういうものも含めて、修学旅行だけではなくて、家族とか県内の子供でも農業体験なんかを知らない子どもたくさんおりますので、そういうものも含めて、こういう視点からの教育的な観光立県とくしまを目指していただきたいなと思います。その取り組みを最後にお伺いして終わります。

柴田観光政策課長

体験型の教育旅行というのは、農作業を一緒に行ったり、家族と一緒に食事をつくったりして田舎暮らしを

体験するということでございます。したがって、受け入れ体制というものが非常に重要になってくるわけでございますので、県としても、これまでもいろいろ講演会やら先進事例というものを提供してきたわけですが、今後も、インストラクターの研修のほかに、受け入れ家庭への研修というものも行いながら、受け入れ体制を充実させて、こういう教育旅行についてももしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

黒崎委員

午前中に森本委員が中国の観光のことについて、ちょっと御質問なされたところでございました。私、中国のことについては今回、質問は別に考えてなかったんですけど、数字、ランニングコストがちょっと出ましたね。家賃と、あと活動経費とか人件費の数字が、両方で1,400万円ぐらいの数字をおっしゃったのかな。

例えば、あちらでのランニングコスト、経費です。広告宣伝とかそういった諸経費に関してもこの中に入っているんですか。それともそれは、こちらの本部扱いで商工労働部が何かの全体の中に入っているのか。今まで中国での観光を立てるまでの間にいろいろ経費もかかっていると思うんですけども、その経費についての出どころってどうなってるんですか。

福田グローバル戦略室長

上海事務所の運営経費は、先ほど1,491万円と申し上げました。上海事務所はホームページを持っております。そのホームページの運営の経費でありますとか、そういったもろもろの一般的に活動する上で必要な経費というものは、この中に含まれております。以上でございます。

黒崎委員

ということは、広告宣伝に関してはホームページしか使ってないということになりますかね。一般常識的にいえば、地元のエージェントとか、そういうところにも働きかけがあったり、あるいはエージェントが広告して、その一部として補助するとか、外国とのやりとりの中では往々にしてそういうことがあるんですけど、そういったことってというのは、今のお話によると、広告宣伝費は、現地ではホームページしか認められてないのか、それから、そういったエージェントに対しての経費については、また別枠なのか、そのところお願いします。

福田グローバル戦略室長

上海事務所としてのPRということにつきましては、もちろんホームページもありますし、それからあとは口コミといいますか、企業回りを行ったりとか、上海にも日本の商工クラブがございます。いろんな上海のそういう経済団体のところに加盟をしてPRを行うということと、あと県内企業につきましては、県のさまざまなツールを通じまして、上海事務所があるということもしております。それから海外でさまざまな県の事業を行いますけども、そのときには上海事務所も一緒に行いまして、そのときに徳島県の上海事務所っていうのもこういう形であるというようなPRを行っております。以上です。

黒崎委員

わかりました。そういうふうな出し方であると、PRの仕方もそういうレベルって言うたらええんか、そんなことなんだろうなというのが把握できました。

知事並びに徳島県が一生懸命、中国に対して働きかけを行っていることについては、私もそれはそれで評価はするところがございます。中国は一大消費地というか、大きな人口も抱えておりますし、日本に対しての関心も非常に高いということで、中国に日本のインバウンド、観光を働きかけていくというのは正しいことなんだろうなと、そう考えております。

ところが今回のような、1回入ってくるというのが、またもとに戻ったり、いろんな事情があるんでしょうけど、そういうことが起こってくるような非常に不安定な形がそこには存在しているのかなと思います。徳島県の観光っていうのを全体的に考えたら、どうしてもイメージ的に今は中国一辺倒みたいな印象があるんですが、やはりもう少し国内の観光に、日本人に働きかける、国内の他の都道府県に働きかけていくという、こういうことがもう一回なされなだらいかんのではないんかいなと私は思うんですが、これについては、県はどういうふうにお考えになっておりますでしょうか。

柴田観光政策課長

委員のほうから国内の観光ということでございますけども、まず本県でございますけども、皆さん御承知のとおり阿波踊りや人形浄瑠璃といった伝統文化がございます。またあるいは鳴門の渦潮、あるいは県南部であれば美しい海もございますし、県西部に行きますと日本の原風景や渓谷美といったものもございます。こういった豊かな自然など、多くの魅力あふれる地域資源が存在しているというふうに、まずは認識しております。

また、マチ☆アソビですとか、とくしまマルシェなど中心市街地におきましては、これらを活性化するイベントも定着してきているということで、新たなにぎわいも創出してきているところでございます。また今年度は国民文化祭もございますので、しっかりとこれも情報発信して、誘客を図りたいと思っておりますし、またこの秋には、上勝町を舞台にしました映画ですけれども、「人生、いろどり」が全国で公開されるということでございますので、こういったロケ地マップですとか、ロケ地ツアーの造成など、地域の資源を活用した取り組みも進めていきたいというふうに考えております。

また先ほど達田委員の御質問でお答えしましたように、最近の旅行者のニーズですけれども、体験型観光というのも需要として非常に高まってきているということでございますので、こうした新たな観光ニーズ、あるいは埋もれた地域資源をさらに磨き上げていくということも大事です。また、これを余すところなく情報発信していくということが必要になってくるかと思っておりますので、県外事務所ですとか関係団体とも連携しまして、さまざまな機会をとらえて、観光キャンペーンなどを実施していくこととあわせて、最近ではフェースブック、あるいはツイッターっていうのも効果がございますので、こういったものを活用して、口コミによる観光情報の発信も行っていくということで、観光誘客の拡大を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

黒崎委員

今、柴田課長さんのほうから県内のいいところと、こんなことやってますっていうのを御説明いただきました。確かに徳島県というのは、我々は気がつかんところがあるんですけど、県外の方から見ると非常に魅力的な

ところもあるというふうなお話伺います。

(「頑張らな、鳴門の渦潮」と言う者あり)

ありがとうございます。今、鳴門の話が出ましたので、どこまで正しいのかわかりませんが、鳴門も年間に250万人という数字が出ております。この中で、国内あるいは県内から呼び込める数字が、大体、二百数十万人ということで、ほとんどが県内、あるいは日本国内というところに頼っているところがございます。しかしながら、非常に評価は高いということになってはおります。県西部にしても、今、にし阿波観光圏で非常に頑張っておられます。材料もたくさんございます。そしてまた、私の東京の友人に先日、四国の右下のパンフレットを差し上げたところ、私自身も見たときに面白いものをつくったなって思いましたが、非常に喜びまして、興味があるということで、その方は東京で観光に関する仕事もなさっている方なんです。東京本部は東京本部で物産とか観光を一生懸命頑張っておられるとは思いますが、コーディネートの業者さんに任せ切りじゃなくて、県庁の中にコーディネートする役割の方が恐らく必要なんだろうと思うんです。

観光政策の中の方も数年に必ず1回変わっていかれますが、すべてがある程度わかるまで年数はかかるんです。そういった人材の育成ということについて、もう少しプロをつくるような感覚が必要じゃないか。県庁の中にもそういった施策で、もうちょっとプロをつくらうというふうな動きもありましたね、かつて。それもどないなとんかいなと思うところなんですけど、そのあたりはいかがでございましょうか。

柴田観光政策課長

今、観光をエージェントなりにPRしていくためには、人材が必要なんじゃないかというところでございます。

私ども行政とともに、現在は徳島県の観光協会が主に県外に対してPR、あるいは売り込みをしておるところでございます。県の観光協会でございますけれども、多くの優秀な人材がございまして、観光に関する情報やノウハウというものもたくさんお持ちでございます。そういう意味では、行政と民間の間をつなぐ県の観光振興の中心的存在ということも言えるかと思っておりますので、十分にこれからも役割を果たせるよう連携しまして、一緒に取り組んでいきたいというふうに考えております。

黒崎委員

県の職員さんも能力をお持ちでございますので、我々が5年かかるところを3年でばぱっとできてしまうような方も中にはおられると思います。いずれにしても、観光というのは非常にプロ的なニュアンスが非常に大事な業界でもございます。今、観光協会が中心的にそれをやられているということをお伺いいたしました。ぜひとも、これからも観光協会と十分に御相談をするのが正しいのかどうなのかってのもありますけど、県内にはたくさん観光資源があるということをもう一回認識をばしっとしていただいて、PRをしっかりしていただきたいと思っております。

それとあともう一つなんですが、四国八十八カ所を世界遺産にという運動がございました。観光議連の川端議員を中心に、リレーをやられたりもしておりました。その後、世界遺産化の動きというのはどのようになっておりますでしょうか。これは大体、教育委員会のほうでやられていることなんですけど、御存じのところの範囲で結構でございますので、お教えいただけたらと思います。

柴田観光政策課長

四国八十八カ所の世界遺産の登録に向けた、現在の取り組みということでございます。

今、委員のお話にもあったとおり、直接の担当部局といいますと教育委員会、あるいは政策創造部が中心になってやっております。

こちらのほうで確認した内容でございますけども、まず、世界遺産登録に向けては、平成19年に世界遺産の暫定一覧表への記載に向けた提案を行っております。この際に、国の文化審議会からの課題としては、まずは構成資産の保護措置を着実に推進すべきということを指摘されております。これを受けまして、担当部局におきましては、現在、文化財保護法に基づきまして、史跡指定を目指して、各種調査を実施しているということでございました。こうした中、平成22年には鶴林寺や太龍寺周辺の遍路道が四国で初めて国史跡に指定されたというところでございました。

今後も、四国遍路文化の保存と継承に向けまして四国4県、あるいは関係市町村などと連携しまして、構成資産の保護措置を着実に実施していきまして、まずは世界遺産の暫定一覧表に記載されるよう取り組んでいくことを確認しております。以上です。

黒崎委員

着実に一歩ずつ前を出ておるようでございます。先々月、私は長崎県の県庁に行つてまいりました。長崎の教会群が暫定リストのほうに入ったということで、県の担当者の方にそのお話をお伺いに行きました折に、先方のほうから四国八十八カ所が非常に魅力的だというふうな話と、我々も協力していきたいと、国内でいろんなところが手を上げられているそのリストの中でも、四国八十八カ所は非常に魅力的だというふうなことをおっしゃっておられました。

大きな観光というふうなことを考えた場合に、四国全体という非常に広い範囲での観光の土壌がそこにあるわけです。ですから、世界に対しても非常に発信が大きくなってくると思いますので、ぜひとも、この八十八カ所の世界遺産化っていうのは、我々議員もそうですが、みんな力を合わせて前に進めていくべきだと考えております。それについては、ぜひともよろしく願い申し上げたいと思います。それについて一言ありましたら。

小川観光国際局長

四国八十八カ所の世界遺産の登録についてでございますけれども、実際に実務をやるのは教育委員会であつたり、他部局ということですが、観光資源としては非常にありがたいものであると私も考えております。

ということで、新たに何かをつくり出すというより、今ある資源、これをいかにいいものにしていくかということが、まずは重要かと思つたので、委員の御指摘のように、私ども観光部局も他部局と連携して、また四国4県で連携しながら、世界遺産の登録に向けて努力したいと考えております。

黒崎委員

局長からお話をちょうだいいたしました。ぜひともよろしく願いを申し上げて、観光に対する質問は、とりあえずこれで終わりたいと思います。

あともう一点は、商店街と申しますか、商業施設についての御質問をさせていただきたいと思うんですが、大店法というのがありますね。県内で大店法に基づいて、今、発表してもいいような会社って何社ぐらいありますか。まずそれをお聞かせいただければと。

丸谷企業支援課長

大店法、いわゆる大店立地法と呼んでおりますが、それに基づいて、今、届け出がなされておる案件という御質問でございます。

今、正式に県に対する届け出がされておるのは4件でございます。地元のスーパー2件、あと県外のドラッグストアが2件という状況でございます。

黒崎委員

この大店法で出店してくるところっていうのは、県内の資本もありますし、県外の資本もあります。私もかつて商業の会社に手を染めとったときもあるんですが、近所にダイエーがあつたり、あるいはジャスコがあつたりっていうふうなことで、非常に潤ったいっときもございます。ところが、今、鳴門の商店街っていうのは、ダイエーもなくなりジャスコもなくなりというふうなことで、唯一そのジャスコの跡にキヨーエイさんがしっかりと出店していただいて、地元資本で頑張っていたいっているんですが、そんな中で、徳島市のぐるりに今度大きな環状線ができますね。環状線の周りに、やはりいろんな商業施設が今後も張りついていくと思うんですが、そうなった場合に、徳島市も含めて徳島市周辺の市町村の商店街というところで、それなりの売上げのダウンというのが想定されるんじゃないかと思うんですが、そのあたりはどのようにお考えになられておりますでしょうか。

丸谷企業支援課長

郊外に大規模店舗ができた場合の中心市街地の商業への影響ということでございます。

確かに、そういった大規模の店舗ができますと、それぞれ影響を受ける、あるいは大規模店舗があることにより県外からお越しになるというようなプラスの効果もございます。これは大規模店舗が立地する町村にとってはプラス、あるいは影響を受ける町村にとってはマイナスというような、プラスマイナスいろんな要因、原因と結果があろうというふうを考えております。

県としましては、そういったことで影響を受ける中心市街地の活性化というものに向けまして、いろいろ支援をしてまいりたいと考えています。今、実際、支援といたしましては、中心市街地の商店街の皆さんのリーダーの育成研修でありますとか、あるいは今、徳島市の中心でやられておりますマルシェでありますとか、それからマチ☆アソビでありますとか、そういったものへの支援といったことで、市街地の商店街の活性化、あるいは商業の振興というものに取り組んでまいりたいということで考えております。

黒崎委員

この許可というか、直接関係あるのは各市町村の話だというのは、私も十分認識はしておりますが、なぜ今こんな質問をしているかと申し上げますと、徳島県の人口もどんどんどんどん少なくなってきたおるとい

ふうな状況にあります。国立社会保障・人口問題研究所の数字を見ても、2025年だったか、徳島県下のというと板野郡の藍住町のみがプラスで、あとはすべてマイナスの人口構成になってしまっているというふうな数字も見たことがございます。全体の数字で言いましても、2035年には69万人から68万人ぐらいの数字で想定されていたように思います。今は78万数千人ですから、さらに10万人以上少なくなる。

そういった中で、今、物理的な徳島市を取り巻く交通環境が変わって、比較的、大型店が出店しやすいような形になっていると。法律も出店しやすいような形になっているというふうなことでございます。人口はどんどん今から少なくなっていく、その中で、はたと気がついたときには大型店も撤退し、地元の商店街もばらばらになって何も無いというふうな、そんな危機的な状況になりやせんかというところを非常に心配しておるわけでございます。

それで、出店するところを規制しろという話じゃなくて、徳島県が今後、人口減少社会を迎えるに当たってのまちづくりであったり、商店街づくりということについて、大型店舗の出店も含めてどのようにお考えになっているのかということをお聞きしたいと思います。よろしく願います。

丸谷企業支援課長

非常に難しい御質問でございます。

これからの人口減少を見据えてということですが、ただ現時点では、出店される企業にとりまして、それぞれマーケットがあるということで、マーケットリサーチをされて出店され、今後、何年を見据えるのかというのは、その企業のまさしく経営の計画、また戦略上のことであります。

その中で我々としては、そういった一定の法規制といえますか、国の法規制がこれまでの旧の大店法から大店立地法というものに変わりましたが、そういう変わったことの経過を踏まえる。また、まちづくり3法という、まちづくりの法律が平成18年に若干改正されまして、大規模小売店舗に関しましては、1万平米を超えるような超大規模な店舗につきましては、市街化調整区域には原則、立地できないという規制もされております。そういったことで、今の現行法の中で、我々としては努力したい、あるいは中心市街地の頑張る商店街、あるいは頑張る商店を精いっぱい応援していきたいということ考えております。

黒崎委員

県の今のお話に対しては、我々としても、さらに踏み込んでどうこうせえというのは言いにくい状況にあることだけは認識しておるんですが、先ほどの達田委員の御質問を受けての柴田課長さんの御答弁の中に、マチ☆アソビであったり、いろんなことを考えている、あるいは徳島市内でいろんな団体がいろんなことをやり始めていると、こういったことをしっかりと後押しすることが1つ。それとあともう一つは、大型店が出てくるときに、何らかの配慮のようなものが、県として各市町村に影響力を持ってお話ができないだろうかということ。やっぱりこの両人がそろわんなら、なかなか徳島県自体の安定的なまちづくりのようなものができるような、そんな気がしてしょうがないです。

ぜひとも、法律的にはこうだからこうだというふうなこともあります。これも理解できますが、徳島県の商店街、あるいは商店の将来を見据えた商業機能をどう確保するかというふうなことについて、時間をかけていろいろ議論せないかなと思っております。ですから、今回のことで結果はなかなか出てこないと思うんで

すが、これから重ねていろいろお話していきたいので、よろしく願いいたします。

最後に、市町村と県とのこういったことについての意見交換等っていうのは日常的に行われとんでしょうか。これからのまちづくりというふうなことについて、今のままでええんかみたいな話も出てこんのかいなと思ったりもするんですけど、そのあたりはどうなんでしょうか。

丸谷企業支援課長

市町村との協議ですが、定例的なと申しますか、そういったものは1つ、今、徳島商工会議所が運営しております、にぎわいのまちづくり協議会というものがございまして、ここではそれぞれ商工会議所が中心となつて、市の担当者、あるいは県の担当者が入つて、まちづくりに対するいろんな意見交換をしております。こういった場も活用して、市町村との情報共有でありますとか意見交換をそれぞれ行ってまいりたいというふうに考えております。

黒崎委員

そういったことも大事であるという思いできょうは質問させていただいたんですが、今後ともこの質問は続けてまいりたいと思いますので、またよろしく願い申し上げたいと思います。終わります。

松崎委員

雇用の関係でちょっとお伺いしておきたいと思います。

1つは雇用の関係で、新規学卒者の関係は徳島県はかつてないほどいいという話がありましたけども、私も4月に新規学卒の就職激励会というのが阿南市でありまして出ました。

ただ、そこは日亜化学さんが600人を超える従業員を採用されたというのが、物すごく大きい牽引役になっているのではないかなというふうに思っております。他の企業の皆さんも頑張っていたらいいんですが。

この経済委員会で日亜化学さんを視察させてもらった際にも、先ほど木南委員からお話があったように、円高が本当に苦しいんだという話がありました。何で苦しいかという、徳島の貿易高で、日亜さんの関係するところがトップで41.7%、これは2010年の資料のようですけども、さらに2位が王子製紙さんとかのパルプ関係で29.5%ということで、7割ぐらゐの輸出を占めておると。そんな中で、円高ということが直撃で受けているわけなんで、これは大変だなというふうに思います。

一方で、輸入のほうは、一番徳島県が高いのは石炭だと。これは阿南の石炭火力発電、J-POWER、四国電力の石炭の関係で、52%を超えて輸入にあるという状況でして、ただ、阿南に住んでいて心配をしているのは、このまま続くはずはないだろうということで、やっぱり次の手を考えていかなきゃならないというふうに思うんです。

県のほうが今回説明されているのは、サテライトオフィスプロジェクトの取り組みということで報告いただけてますけど、小さいことからこつこつと積み上げていくっていうのも大変重要なことなんですけど、県として、雇用の関係、企業誘致の関係含めて、新たな展開に向けての考え方があったり、それからこういう小さなと言うたら語弊があるかもしれませんが、小さくても成長していく企業が徳島に来てくれるということであれば、そういう引き合いの状況などもあるのであれば、ちょっと報告を出していただきたいと思います。

丸谷企業支援課長

まず、企業誘致についてでございます。

午前中も申し上げましたけども、戦略的な企業誘致ということで、やはり徳島の強みを生かすというようなことで、LED関連産業、あるいは光ブロードバンド環境を生かした情報関連産業、それから今注目されておる環境エネルギー産業の誘致というものに戦略的に取り組んでおるところでございます。

徳島の強みの1つは、これまでLEDで集積、あるいは情報関連産業では今まさに注目されておりまして、先ほど御紹介がありましたように、そういった東京のICT企業が徳島のブロードバンド環境に目を向けて、それぞれサテライトオフィスということで立地いただいております。このような状況を生かして、ロコミでありますとか、人のネットワーク、企業のネットワークを生かして、そういった企業誘致を進めてまいりたいと考えております。また、東京、大阪で毎年、企業 200 社余りを集めてのフォーラムも開催しております。こういった中でも、徳島のすぐれた立地環境というものを積極的にアピールしてまいりたいというふうに考えております。

松崎委員

今の段階では3本柱ということで話がありましたけども、この3本柱も先ほど午前中にも話があったように、円高で本当に大変なんですわと。しかし、何とか徳島で、阿南で頑張りたいんだというお話も委員会の視察のときにいただいてきたところでして、LEDをめぐっての世界的な競争も含めて、大変厳しい中を企業としては競争しているというふうに思うわけなんで、大変成長分野と言いつつ、この先を見据えた戦略的な雇用対策というものを考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それからもう一つは、よく言われる新規採用された雇用者の継続的な就労って問題です。ここのところは、確かに 600 人を超える方が日亜さんに採用されたりして、求人倍率はずっと上がっている、就職率は上がっているということなんですけども、今度は出口と言ったら語弊があるかもしれませんが、3年程度の中で若い人が退職されるという傾向も続いていくんじゃないかと思えますんで、ぜひ、そういう入りのところよりも出のところに問題もあるんで、県としても、また企業、企業団体等とも、しっかり連携を持って、雇用の継続といたしますか、そういうことの取り組みを求めておきたいなというふうに思います。

それから2点目ですけども、障害者雇用の関係で事前委員会の際に説明いただきまして、障害者雇用促進条例の骨子が示されております。これのスケジュールを見ると、6月、7月にパブリックコメントで、9月の議会で条例を提案するんだということで、その背景や目的というのも書かれておりまして、一人でも多くの障害者の雇用の場所が確保されるようにしたいと、こういうことのようにです。

確かに昨年の障害者の方の就職は、全国的にはふえてる。県内的にも若干ですけどもふえてるという結果が出てきていますけども、政府のほうは、そういう障害を持たれている方の就労意欲も踏まえて障害を持たれている方の就労支援をしていく、就労の機会をふやしていくということで、来年度から現在の障害者の法定雇用率を 1.8%から 2.0%に引き上げるということになっております。徳島県、平成 18 年は、この雇用率というのが最下位だったようですが、前年度では全国平均の 1.65%に近い 1.67%ということで、少しは全国に追いついてきたのかなと思いますけども、ここのところで、県として対策を打ってきた状況ですね。短期間に最下位から平均点まで来たわけですけども、どういう施策を打ってこられたのかなということ。

それともう一つは、個別の雇用率は資料なんかを見て引っ張り出したんですけども、徳島県における法定雇用率を達成されておられる企業の割合は、どの程度になっておるのでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

新居労働雇用課長

障害者の雇用率の推移と県内企業の達成率の状況というような御質問をいただきました。

委員もお話ございましたように、障害者の雇用率につきましては、平成18年は1.33%ということで全国最下位ということになりました。こういう点を踏まえまして、いち早く平成19年8月におきまして、県内の有識者の方でございますとか学識経験者の方、あるいは障害者の団体の方、あるいは経営者の方々等を含めましたとくしま障害者雇用促進県民会議というのを立ち上げまして、徳島県の障害者雇用の立て直しを図ろうというようなことで進めてまいりました。その中で、第1期、第2期の行動計画等をつくりまして、関係者の皆様それぞれにお取り組みをいただいたというようなことで、去年の6月時点では、1.67%まで回復いたしまして、全国でも23位というような状況になっております。ただ、法定雇用率は1.8%ということで、もう一踏ん張り必要かなというようなところではございます。

それと県内企業の状況につきましてですけれども、法定雇用率が去年の6月1日時点で1.67%ということで、障害者を雇用しておるといふ報告につきましては労働局のほうに上がってまいりますので、労働局から聞き取りをした状況でございますけれども、平成23年の雇用率は1.67%ということで、対象企業としては56人以上が1.8%の法定雇用率がかかるということでございまして、大体、達成率というのは55.8%というふうな数字をいただいております。以上です。

松崎委員

達成されている企業割合は55.8%ということですから、全国よりは10ポイントぐらい高いということのようで、これから2%へ来年に引き上げられるということ踏まえて、この条例案がつくられようとしているのかなというふうに思うんですが、条例案の概要の中で、1つは関係者の役割ということで、県や事業主や事業主団体、それから県民ということでお話がありましたけども、この雇用促進条例を進めていくためには、やっぱり就労支援をしっかりとしていかなきゃならんと。今ほど課長さんからお話があったように、県民ぐるみで最下位から脱出して、中堅どころまで来たところなんですけども、この条例案の中に、そういう皆さんの英知を結集した就労支援のための委員会、先ほどは県民会議という話もありましたけども、そういったものを設置してはどうかというふうに提案をしたいと思います。

なぜかといいますと、先進地であります北海道、千葉県などは、知事のもとに障害者の方の就労支援をする委員会、もしくは会議をぴしっと条例上で定めて、その皆さんが本当にその雇用率を確保するために努力されて、支援しておるといふことのでございまして、この点について、仮称ですけども障害者支援の委員会的なものを設けてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

新居労働雇用課長

就労支援の委員会を設けてはどうかというようなお話でございます。

先ほどちょっと県民会議の説明をさせていただいたんですが、とくしま障害者雇用促進県民会議ということで、経済団体の方々、あるいは障害者の団体の方々、学識経験者等、行政関係者の中で、ずっと議論を進めてきていただいた経緯もございます。ですから、県民会議の皆様の御意見等も踏まえまして、委員の御指摘のような案件についても、ちょっと検討というか、県民会議の皆さんとも御相談はしたいなというふうに考えております。以上です。

松崎委員

ぜひ県民会議の皆さんとも御相談いただきたいと思っておりますし、その中で、関係者の役割ってということになっておりますけども、雇用促進する場合に障害を持たれる方を排除しない、おれたちのことはおれたち抜きで決めるなというのが、最近のと言えば語弊がありますが、障害者団体の皆さんの御要望だろうと思っておりますので、関係者の役割の中にもしっかり障害者団体の代表の役割を示して、本当にいわば県民ぐるみで障害者の仕事をつくっていく、そして就労支援をしていく、そういう仕組みをこの条例の中でつくっていただきたいということで要望しておきたいと思っております。

それから裏面のほうには、障害者の雇用の促進等に関する施策ということで、教育、職業訓練、生活上の支援等々が書かれております。これはこれで、しっかりやっていただければと思うんですが、次に職員の採用ということで、県はみずから率先して障害者を採用すると、こういうふうになっておりまして、以前、質問の機会があったときは、実は県がどういう状況かわかりませんし、特に県教育委員会のほうなどは、障害者を雇用して、その役割を果たしていただける職種、職場が少ないんだというような言いわけをされていたような気がするんですけども、これは県がまず率先してやらないとだめだと思っておりますので、その決意のほどをお聞きしておきたいのが一つ。

もう一つは、実は正規の枠と非正規と言われる臨時、非常勤の職種の方がおいでて、非正規の中に、障害を持たれた皆さんの枠というものもあると思うんですが、職種の選択上、やむを得ない部分があるとは思いますが、やっぱりこれはできるだけ障害を持たれている方が正規職員として雇用されるように最大限されて、そしてその能力に応じて働いて、能力に応じた所得をしっかり得て自立、自活していくような、そういう誇りを持った地域、さらには職場にしていく必要があると思うんです。そこら辺についてお聞きをしておきたいと思っております。

新居労働雇用課長

まず、県が率先してというようなことでございます。

障害者の雇用に関しまして、県の知事部局につきましては、法定雇用率をクリアしておるというような状況でございます。委員の御指摘のように、教育委員会については、昨年の6月時点ではまだ達成していないというようなことで、今回この条例をつくるに当たりましては当然、知事部局あるいは県の教育委員会等々とも連絡をとりながら作成してまいりたいということでございます。

それともう一点の正規雇用と非正規雇用でございますけど、これにつきましては、条例を定めていく中で、関係者の役割の中にもございますけれども、特に事業主の方には障害者の方の障害の状況を、いろいろとあるかと思っておりますので、その特性を御理解いただいた上で、その障害者の方の思い等も踏まえて、どうい

う雇用体系がいいのかというようなものを十分に御議論いただくということもございますし、県としても、できるだけ正規雇用が望ましいという状況はございます。ただ、現下の非常に厳しい経済状況の中で、一律に正規雇用でというようなことはなかなか厳しい点もあろうかと思っておりますので、それにつきましては全体の中で障害者雇用が促進されるというような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

松崎委員

そしたら最後に顕彰ということで、知事は障害者の雇用の促進等に著しく貢献した事業主の顕彰、表彰を行うことができるというふうに入ってくるんだらうと思うんですが、今お話がありましたけど、経済情勢も厳しくて、事業主の方もなかなか雇用の一歩が踏み出せないという状況もあるのかなと思うんです。

現行は厚生労働省のほうで、従業員が200人を超える企業であれば、原則、雇用率を達成していない場合、月5万円の納付金を徴収するというふうになっておるようです。200人の規模というのは、県内的にはそこそこの企業かなと思うんですが、このところ、県としては独自の納付金設定というか罰金を納めてもらうというか、それが目的ではないんですが、雇用を促進するという意味で、県の条例では事業主の方にどういうふうに対応していかれようとしているのかお聞きしたいと思います。

新居労働雇用課長

法定雇用率を達成していない企業への指導というようなことであろうかと思っております。

委員がおっしゃられたとおり、障害者の雇用納付金制度というものが定められております。これは法定雇用率を達成していない200人以上の企業につきましては、その企業さんには何人雇わないといかんというのがあって、その足りない部分は1人当たり月額5万円という納付金を納めるというようなことになっております。その納付金につきましては、法定雇用率を達成している企業に対して、調整金というようなことで支出されておるというような状況がございます。法定雇用率を達成していない企業について、県としてそういうふうな罰則規定をというようなことでございますけども、既にこういうふうな納付金制度というものがございますので、まずはこちらを優先して考えていきたいというふうなことがまず1点でございます。

それと、法定雇用率を達成していない企業につきましては、労働局のほうから障害者をどのように採用していくんだというような採用計画等をつくれという指導もなされております。労働局においても進行管理がなされておまして、なかなか従わない企業については、最終的には公表するよというような規定もございますので、まずは罰則等につきましては、そちらのほうで考えていくということで、今回の徳島県の障害者雇用促進条例につきましては、まずはそういう障害者の働きたいという思いを実現させていきたいというようなことを関係者、行政も含めて、事業主、経済団体等、みんなで共有して、障害者雇用の促進に向けて取り組んでいきたいという思いが一番強うございますので、そういう点で進めてまいりたいと思っております。

松崎委員

この条例案をつくる目的の中に、1人でも多くの障害者の雇用の場が確保されることを目指すということが書かれておりますので、ぜひこの目標に向かって、この条例がしっかり生かされるようなこととして条文をつくり上げてほしいなというふうに思います。労働局のほうからは、雇用計画に対して達成しないところは指導し

たり、公表したりするという事も考えられているようですので、ぜひそのことにも期待しながら、障害を持たれている方の仕事と雇用がしっかりと確保されるように希望しておきたいと思います。

それとあと1点は、これまでに取り組まれたいわゆる緊急雇用の対策ということで、特に特別支援学校に対して、就職先の求人開拓ということで指導員といいますかが配置されて取り組まれてきたというのを覚えてるんですが、その効果はどうであったのか、どのように考えられておるのかというのが1つ。

もう一つは、先ほど新規学卒者の就職率が上がっている要件として、ハローワーク内に就職相談員、いわゆるジョブサポーターを配置して、高校であったり大学と連携して、それぞれの生徒の個別支援であったり求人開拓をした結果、就職率といいますか、雇用拡大が進んできたというふうに総括されているんですけども、今回のこの障害者の雇用の促進についても、そういう役割を持った人が必要ではないのかなというふうに思います。そういう仕組みが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

新居労働雇用課長

そういうジョブサポーター的な役割、職を求める方と企業とのマッチングをしていくようなことでございます。

この辺につきましても、新年度から国のほうでは法定雇用率を上げるというようなことでございます。そういう中で、いろんな政策も出てこようかと思ったり、当然、県としましては、従前から徳島駅前にありますジョブステーション、こういうところで若年者とか高齢者とか関係なく、いろんな就労支援から就職あっせんまでハローワークと連携して進めておりますので、そういうところを十分に活用して進めていきたいと思っております。

それともう一点は、本年4月から小松島に発達障害者の総合支援ゾーンということでハナミズキ、みなと高等学園等もできましたので、そういうところ、教育委員会等とも連携しながら、新卒者あるいは若年者の雇用の促進に向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。

松崎委員

障害者の雇用の促進っていうのは、障害者権利条約というのが国際的にあって、国際的な人権法であると。その中の第27条に仕事と雇用というのが国際法的にも規定されているわけなんですけども、実は日本の場合は、2007年の政権当時に署名はしたんですけども国内法の整備が不十分で、障害を持たれる方への不利益取り扱いとか合理的配慮がまだまだ足りないということで、今、法整備がされているというふうに思います。

したがって、今回の条例制定も徳島県的には歓迎したいと思うんですけども、知事は絵にかいたもちにしないということをよく言われるんですが、絵にかいたもちにならないように、この条例案をしっかりとたいていただいて、条例提案をいただければなということで質問終わります。

有持委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りをいたします。

ただいま審査いたしました商工労働部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、商工労働部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号

以上で、商工労働部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。(14時07分)